

2016年市議会11月通常会議 請願

[請願第7号](#) 原発事故による避難者用無償住宅支援の継続を求める意見書の提出を求めることに関する請願

[請願第8号](#) はり・きゅう・マッサージ施術費助成制度の見直しに関する請願

原発事故による避難者用無償住宅支援の継続を求める意見書の提出を求めることに関する請願

【紹介議員：共産党、志成】

福島原発事故から5年8カ月が経ちましたが、収束の見通しは全く立っていません。放射能汚染などのため、全国で14万1,000人（復興庁9月30日発表）の住民が避難を余儀なくされています。滋賀県防災危機管理局によると、9月23日現在、福島県から155人、被災地域全体では212人の方が滋賀県に避難しておられます。そのうち大津市には、45人の方が避難しておられます。

昨年6月12日、政府は「居住制限区域」「避難指示解除準備区域」を遅くとも2017年3月までに解除することを決めて、今年6～7月に葛尾村、川内町、南相馬市の年間50ミリシーベルト未満の区域を解除しました。政府は、住民の帰還する意志や条件の有無に関わらず、自主避難者への無償住宅支援を2017年3月に打ち切る方針です。

避難指示が解除されても、放射線レベルも住宅や生活インフラも元に戻ったわけではなく、住める条件には程遠い状況です。仮に、無償住宅支援が打ち切られれば、今でも経済的に苦しい状態に置かれている避難者、特に母子避難者世帯は避難の継続が困難になり、路頭に迷うことになりかねません。

原発事故の被害者である避難者に、これ以上の犠牲を強いるべきではありません。原発事故に責任のある国は、率先して支援し、避難者の苦難を救済すべきです。

福井県の原発群と隣り合わせに暮らしている私たち大津市の住民は、こうした避難者の苦悩を他人ごとのように見過ごすことはできません。

よって、地域住民の暮らしと健康を守る大津市議会に、国と福島県に対して、原発事故による避難者用無償住宅支援の継続を求める意見書を提出することを請願します。

はり・きゅう・マッサージ施術費助成制度の見直しに関する請願

【紹介議員：共産党】

はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業が平成 29 年度をもって事業を終了する方向性が示されておりますが、「はり、きゅう、マッサージ施術に対する施術費助成要綱」（目的）第 1 条の通り、高齢者に対する福祉増進のためにも、現行通り維持して頂くことをお願いいたします。

近年日本では長寿化が進み、超高齢化時代を迎えていることが社会問題となっている中で、「はり、きゅう、マッサージ施術」は世界保健機関（WHO）を始めアメリカ国立衛生研究所やイギリス医師会などの研究発表により有効性が認められており、高齢者特有の慢性疾患にも欠かすことのできない医療であります。

現在 2,300 名程の方がこの助成制度を利用している事を考えますと、是非とも今まで通りこの助成制度が維持されることを切にお願い申し上げます。

請願事項

現状通りはり・きゅう・マッサージ施術費助成制度が維持されること。